

陳情第78号 国政・地方選挙における供託金制度の見直しを求める意見書の提出を求める陳情

本陳情は、選挙に立候補する際、高額な供託金が必要であることを挙げ、特に国政選挙は世界一高額であり、国政への立候補の障壁が極めて高いことを指摘し、立候補の自由や、憲法44条にも抵触するのではと述べ、国会で供託金の額と没収点を引き下げる法案が衆院で可決していることや、低額の諸外国や我が国の町村議会ではゼロでも問題が起きていない例もあげ、18歳選挙権も認められてきた中、その主権行使を阻害する可能性のある制度の見直しをすべきとの趣旨です。

供託金が高いことは陳情内容からも理解するものですが、主には国政選挙を例にして、地方選挙である市議会が事例に挙げられていない陳情に違和感を覚えました。市議会は30万円です。私は市議会選挙に立候補する際個人推薦のみで選挙に臨んできましたが、供託金が没収もあるので、自分でやりくりしましたが、一定数の支持者の署名が変われば、もっと政党や団体に所属しない多くの市民が選挙に挑戦できるのではないかと思います。しかしそういった足元の議会の現状や解決策に触れず、今陳情は実質国政選挙の供託金に対する意見書の陳情内容になっています。しかし、公費負担の制度によってお金をかけない選挙を行うことは可能ですが、市における供託金でさえ大変なことを思うと、国政において政党助成金をもらう既成政党ではなく、新たな政党や無所属の市民が国政選挙等に挑戦するには供託金が高いハードルだとすれば、一定数の支持者署名の導入や金額を諸外国並みに引き下げれば、地方議会のハードルも低くなると考え、提案も含まれた趣旨には賛同することから趣旨採択を求めます。